

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月14日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 芳野 隆之

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券に係るファンド
の名称】 九州特化型日本株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内
国投資信託受益証券の金額】 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成26年11月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(3)【ファンドの仕組み】****<訂正前>**

(略)

c. 委託会社等の概況（平成26年8月末現在）

(以下略)

<訂正後>

(略)

c. 委託会社等の概況（平成27年2月末現在）

(以下略)

2【投資方針】**(1)【投資方針】****b. 投資態度****<訂正前>**

a. この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述「(5)投資制限」____、____及び____に定めるものに限ります。）

(以下略)

<訂正後>

a. この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述「(5)投資制限」____、____及び____に定めるものに限ります。）

(以下略)

(3)【運用体制】**<訂正前>**

(略)

上記の運用体制等は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

上記の運用体制等は平成27年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (5) 投資制限」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

株式への投資制限（信託約款）

株式への投資は、原則として信託財産総額の50%超とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等に係る投資制限（信託約款）

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

投資する株式等の範囲（信託約款）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款）

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（信託約款）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができるものとし、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

同一銘柄の転換社債への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付けの指図及び範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は遅延なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

非株式投資割合について(信託約款)

法人税法施行規則第8条の4に規定する実質的非株式割合は50%以下とします。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成26年8月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

（以下略）

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成27年2月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】（平成27年2月末現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	954,342,400	93.24
投資証券	日本	45,400,000	4.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		23,833,630	2.32
合計(純資産総額)		1,023,576,030	100.00

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（平成27年2月末現在）

(主要銘柄の明細)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	47,000	1,301.73	61,181,310	1,664.00	78,208,000	7.64
2	日本	株式	安川電機	電気機器	44,800	1,342.00	60,121,600	1,670.00	74,816,000	7.31
3	日本	株式	コスモス薬品	小売業	3,400	13,790.00	46,886,000	18,270.00	62,118,000	6.07
4	日本	株式	久光製薬	医薬品	12,500	4,005.00	50,062,500	4,465.00	55,812,500	5.45
5	日本	株式	西日本鉄道	陸運業	99,000	410.00	40,590,000	539.00	53,361,000	5.21
6	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	83,000	518.00	42,994,000	641.00	53,203,000	5.20
7	日本	株式	西日本シティ銀行	銀行業	134,000	263.00	35,242,000	383.00	51,322,000	5.01
8	日本	株式	山九	陸運業	97,000	494.00	47,918,000	507.00	49,179,000	4.80
9	日本	投資証券	福岡リート投資法人		200	187,800	37,560,000	227,000	45,400,000	4.44
10	日本	株式	コカ・コーラウエスト	食料品	23,500	1,691.00	39,738,500	1,802.00	42,347,000	4.14
11	日本	株式	鹿児島銀行	銀行業	51,000	683.00	34,833,000	829.00	42,279,000	4.13
12	日本	株式	肥後銀行	銀行業	57,000	553.00	31,521,000	738.00	42,066,000	4.11
13	日本	株式	九州電力	電気・ガス業	35,700	1,134.00	40,483,800	1,033.00	36,878,100	3.60
14	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	17,200	1,807.50	31,089,000	2,124.50	36,541,400	3.57
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,500	6,009.00	27,040,500	8,063.00	36,283,500	3.54
16	日本	株式	ロイヤルホールディングス	小売業	18,000	1,674.00	30,132,000	1,889.00	34,002,000	3.32
17	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	26,500	999.60	26,489,400	1,264.00	33,496,000	3.27
18	日本	株式	三菱重工業	機械	49,000	619.80	30,370,200	662.70	32,472,300	3.17
19	日本	株式	西部瓦斯	電気・ガス業	120,000	261.00	31,320,000	267.00	32,040,000	3.13
20	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	98,000	307.80	30,164,400	317.80	31,144,400	3.04
21	日本	株式	ダイハツ工業	輸送用機器	18,100	1,770.00	32,037,000	1,712.00	30,987,200	3.03
22	日本	株式	九電工	建設業	16,000	1,124.00	17,984,000	1,459.00	23,344,000	2.28
23	日本	株式	プレナス	小売業	9,800	2,519.00	24,686,200	2,290.00	22,442,000	2.19

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	2.28
		食料品	4.14
		医薬品	5.45
		ガラス・土石製品	7.64
		鉄鋼	3.04

		機械	3.17
		電気機器	7.31
		輸送用機器	9.84
		電気・ガス業	6.73
		陸運業	10.02
		情報・通信業	3.57
		小売業	11.58
		銀行業	18.45
投資証券	-	-	4.44
合計			97.67

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日及び平成27年2月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

期別	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3計算期間末（平成17年8月15日）	2,118,861,992	2,191,535,233	11,662	12,062
第4計算期間末（平成18年8月14日）	3,805,912,807	3,953,025,600	12,935	13,435
第5計算期間末（平成19年8月14日）	5,203,186,408	5,322,421,657	13,091	13,391
第6計算期間末（平成20年8月14日）	4,349,299,040	4,392,316,672	10,111	10,211
第7計算期間末（平成21年8月14日）	3,476,503,695	3,476,503,695	8,805	8,805
第8計算期間末（平成22年8月16日）	2,673,946,402	2,673,946,402	7,726	7,726
第9計算期間末（平成23年8月15日）	1,453,983,933	1,453,983,933	7,508	7,508
第10計算期間末（平成24年8月14日）	1,074,719,501	1,074,719,501	7,410	7,410
第11計算期間末（平成25年8月14日）	1,117,841,249	1,227,678,061	10,177	11,177
第12計算期間末（平成26年8月14日）	995,995,045	1,095,250,502	10,035	11,035
第13中間計算期間末（平成27年2月14日）	999,622,228		11,268	
平成26年2月末日	1,096,394,910		10,605	
3月末日	1,094,647,826		10,622	
4月末日	1,042,040,497		10,112	
5月末日	1,060,789,268		10,292	
6月末日	1,092,433,025		10,868	
7月末日	1,096,980,985		11,135	
8月末日	961,741,844		10,020	
9月末日	990,479,593		10,441	
10月末日	991,507,164		10,395	

11月末日	996,110,231		10,922	
12月末日	996,135,595		10,948	
平成27年 1月末日	1,003,854,942		11,085	
2月末日	1,023,576,030		11,836	

* 基準価額は1万口当たり

【分配の推移】

期	計算期間	分配金（円）
第3計算期間末	平成16年8月17日～平成17年8月15日	400
第4計算期間末	平成17年8月16日～平成18年8月14日	500
第5計算期間末	平成18年8月15日～平成19年8月14日	300
第6計算期間末	平成19年8月15日～平成20年8月14日	100
第7計算期間末	平成20年8月15日～平成21年8月14日	0
第8計算期間末	平成21年8月15日～平成22年8月16日	0
第9計算期間末	平成22年8月17日～平成23年8月15日	0
第10計算期間末	平成23年8月16日～平成24年8月14日	0
第11計算期間末	平成24年8月15日～平成25年8月14日	1,000
第12計算期間末	平成25年8月15日～平成26年8月14日	1,000

* 分配金は1万口当たり

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第3計算期間末	平成16年8月17日～平成17年8月15日	15.4
第4計算期間末	平成17年8月16日～平成18年8月14日	15.2
第5計算期間末	平成18年8月15日～平成19年8月14日	3.5
第6計算期間末	平成19年8月15日～平成20年8月14日	22.0
第7計算期間末	平成20年8月15日～平成21年8月14日	12.9
第8計算期間末	平成21年8月15日～平成22年8月16日	12.3
第9計算期間末	平成22年8月17日～平成23年8月15日	2.8
第10計算期間末	平成23年8月16日～平成24年8月14日	1.3
第11計算期間末	平成24年8月15日～平成25年8月14日	50.8
第12計算期間末	平成25年8月15日～平成26年8月14日	8.4
第13中間計算期間末	平成26年8月15日～平成27年2月14日	12.3

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び解約の実績は次の通りです。

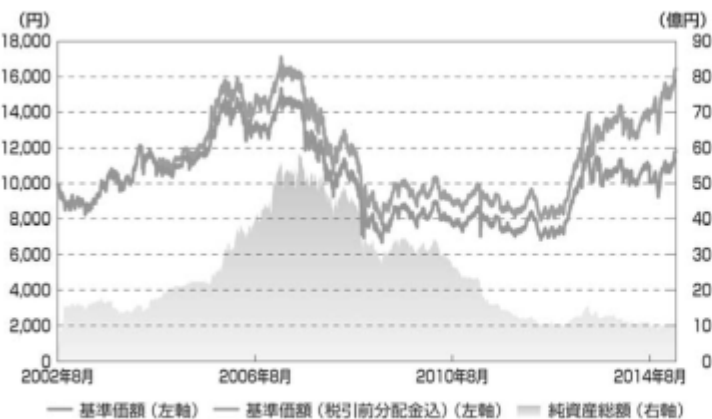
期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3計算期間末	平成16年8月17日～平成17年8月15日	686,886,939	443,177,082
第4計算期間末	平成17年8月16日～平成18年8月14日	1,610,041,446	484,616,614
第5計算期間末	平成18年8月15日～平成19年8月14日	2,201,167,218	1,168,914,783
第6計算期間末	平成19年8月15日～平成20年8月14日	396,673,205	69,418,220
第7計算期間末	平成20年8月15日～平成21年8月14日	50,979,616	404,193,062

第8計算期間末	平成21年8月15日～平成22年8月16日	4,514,064	492,300,747
第9計算期間末	平成22年8月17日～平成23年8月15日	5,653,586	1,529,815,617
第10計算期間末	平成23年8月16日～平成24年8月14日	4,991,552	491,166,310
第11計算期間末	平成24年8月15日～平成25年8月14日	84,017,636	436,075,895
第12計算期間末	平成25年8月15日～平成26年8月14日	131,680,619	237,494,166
第13中間計算期間末	平成26年8月15日～平成27年2月14日	111,734,258	217,161,882

*本邦以外における設定、解約はありません。

<参考情報> 運用実績（2015年2月27日現在）

■基準価額・純資産の推移



※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。
 ※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	11,836 円
純資産総額	10.2 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2010年8月	0 円
2011年8月	0 円
2012年8月	0 円
2013年8月	1,000 円
2014年8月	1,000 円
設定来累計	3,700 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

●投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
株式	日本	93.24
投資証券	日本	4.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.32
合計		100.00

●組入上位10銘柄

順位	種類	地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	日本	TOTO	ガラス・土石製品	7.64
2			安川電機	電気機器	7.31
3			コスモス薬品	小売業	6.07
4			久光製薬	医薬品	5.45
5			西日本鉄道	陸運業	5.21
6			ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	5.20
7			西日本シティ銀行	銀行業	5.01
8			山九	陸運業	4.80
9	投資証券		福岡リート投資法人	—	4.44
10	株式		コカ・コーラウエスト	食料品	4.14

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移



※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2015年は年初から2月末までの収益率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したもとして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

運用報告書の作成

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 5 資産管理等の概要 (5) その他 運用報告書の作成」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎及び償還時に交付運用報告書を作成し受益者に交付します。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

<追加・更新後>

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間（平成26年8月15日から平成27年2月14日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
九州特化型日本株式ファンド
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第13期中間計算期間末 (平成27年2月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	50,028,325
株式	931,021,200
投資証券	44,680,000
未収配当金	841,750
未収利息	26
流動資産合計	1,026,571,301
資産合計	1,026,571,301
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,644,322
未払受託者報酬	427,460
未払委託者報酬	5,343,096
その他未払費用	534,195
流動負債合計	26,949,073
負債合計	26,949,073
純資産の部	
元本等	
元本	887,126,949 ^{1, 2}
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	112,495,279
(分配準備積立金)	-
元本等合計	999,622,228
純資産合計	999,622,228
負債純資産合計	1,026,571,301

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 自 平成26年 8月15日 至 平成27年 2月14日
営業収益	
受取配当金	8,250,376
受取利息	2,686
有価証券売買等損益	113,615,747
その他収益	518
営業収益合計	121,869,327
営業費用	
受託者報酬	427,460
委託者報酬	5,343,096
その他費用	534,195
営業費用合計	6,304,751
営業利益又は営業損失()	115,564,576
経常利益又は経常損失()	115,564,576
中間純利益又は中間純損失()	115,564,576
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	6,254,332
期首剰余金又は期首欠損金()	3,440,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	492,632
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	492,632
剰余金減少額又は欠損金増加額	748,069
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	748,069
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	112,495,279

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

第13期中間計算期間末 (平成27年2月14日現在)	
1 期首元本額	992,554,573円
期中追加設定元本額	111,734,258円
期中解約元本額	217,161,882円
2 中間計算期間末における受益権の総数	887,126,949口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第13期中間計算期間末 (平成27年2月14日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (3)上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第13期中間計算期間末 (平成27年2月14日現在)	
一口当たり純資産額	1.1268 円
(一万口当たり純資産額)	11,268 円)

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】平成27年2月27日

資産総額	1,053,635,966	円
負債総額	30,059,936	円
純資産総額(-)	1,023,576,030	円
発行済数量	864,796,667	口
1口当たり純資産額(/)	1.1836	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（平成26年8月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	39,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資
平成25年3月18日に2億5,000万円の増資
平成25年3月21日に6億円の減資
平成26年4月18日に2億5,000万円の増資
平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成26年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

a. 資本金の額（平成27年2月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	39,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資
平成25年3月21日に6億円の減資
平成26年4月18日に2億5,000万円の増資
平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成27年2月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成27年2月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	40	1,693
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	162
単位型公社債投資信託	11	180
合計	65	2,035

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第17期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			458,332
前払費用			25,540
未収委託者報酬			393,838
未収運用受託報酬			134,922
未収投資助言報酬			124,583
未収収益			347,926
未収入金			835
立替金			634
流動資産計			1,486,614
固定資産			
有形固定資産			186,963
建物	* 1	182,530	
器具備品	* 1	4,433	
無形固定資産			1,242
ソフトウェア		1,242	
投資その他の資産			17,894
長期差入保証金		11,894	
その他		6,000	
固定資産計			206,101
資産合計			1,692,715

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			19,235
未払金			491,711
未払手数料		205,583	
未払委託調査費		234,832	
その他未払金		51,295	
未払費用			315,062
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		19,485
賞与引当金			89,307
役員賞与引当金			27,240
流動負債計			963,942
固定負債			
繰延税金負債			31,330
退職給付引当金			296,885
資産除去債務			101,205
固定負債計			429,421
負債合計			1,393,364
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			475,551
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		425,551	
利益剰余金			276,200
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		276,200	
株主資本合計			299,351
純資産合計			299,351
負債・純資産合計			1,692,715

(2) 中間損益計算書

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			932,533
運用受託報酬			198,560
投資助言報酬			85,099
その他営業収益			391,042
営業収益計			1,607,235
営業費用			
支払手数料			375,893
広告宣伝費			1,277
調査費			315,029
調査研究費		30,533	
委託調査費		284,495	
委託計算費			50,490
営業雑経費			28,040
印刷費		26,177	
協会費		1,862	
営業費用計			770,730
一般管理費			
給料			494,198
役員報酬		33,690	
給料・手当		442,281	
賞与		18,226	
業務委託費			282,357
交際費			1,803
旅費交通費			10,700
租税公課			276
不動産賃借料			117,420
賞与引当金繰入額			50,382
役員賞与引当金繰入額			10,669
退職給付費用			29,269
役員退職慰労引当金繰入額			684
固定資産減価償却費	* 1		9,513
諸経費			92,781
一般管理費計			1,100,056
営業損失			263,551

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			1,203
雑益			4,814
営業外収益計			6,019
営業外費用			
株式交付費			1,750
雑損失			1,804
営業外費用計			3,554
経常損失			261,087
特別損失			
割増退職金			14,527
特別損失計			14,527
税引前中間純損失			275,614
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		1,314	585
中間純損失			276,200

(3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間
自 平成26年 4月 1日
至 平成26年 9月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	572,751	572,751	75,551	75,551
当中間期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		457,777	457,777	-			-	-
欠損填補			572,751	572,751	572,751	572,751	-	-
中間純損失					276,200	276,200	276,200	276,200
当中間期変動額合計	-	207,777	135,025	72,751	296,551	296,551	223,799	223,799
当中間期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	276,200	276,200	299,351	299,351

重要な会計方針

第17期中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)					
*1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。				
	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38,915千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4,433千円</td> </tr> </table>	建物	38,915千円	器具備品	4,433千円
建物	38,915千円				
器具備品	4,433千円				
*2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日					
*1	減価償却実施額				
	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>9,072千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>441千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	9,072千円	無形固定資産	441千円
有形固定資産	9,072千円				
無形固定資産	441千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	20,000	-	39,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日										
1.	ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。									
2.	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。									
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)									
	<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>168,959</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>40,804</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209,763</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年内	168,959	千円	1年超	40,804	千円	合計	209,763	千円
1年内	168,959	千円								
1年超	40,804	千円								
合計	209,763	千円								

（金融商品関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）			
金融商品の時価等に関する事項 平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 （単位：千円）			
科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	458,332	458,332	-
未収委託者報酬	393,838	393,838	-
未収運用受託報酬	134,922	134,922	-
未収投資助言報酬	124,583	124,583	-
未収収益	347,926	347,926	-
資産計	1,459,603	1,459,603	-
未払手数料	205,583	205,583	-
未払委託調査費	234,832	234,832	-
未払費用	315,062	315,062	-
負債計	755,478	755,478	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払費用 未払費用はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

（有価証券関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
重要性が低いため記載を省略しております。	

（デリバティブ取引関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
該当事項はありません。	

（資産除去債務関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	100,614千円
時の経過による調整額	590千円
当中間会計期間末残高	101,205千円

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	932,533	283,659	391,042	1,607,235
2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 (単位：千円)				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,128,010	225,736	84,862	168,626	1,607,235
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド(株式型)	163,882	なし		
BNPパリバ インベスト メント・パートナーズ・ネ イザールズ NV	225,736	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
1株当たり純資産額	7,675円
1株当たり中間純損失	7,436円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	276,200千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	276,200千円
期中平均株式数	普通株式 37,142株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月16日開催の取締役会において第三者割当による株式の発行を決議し、平成26年4月18日に払込を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年4月1日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている九州特化型日本株式ファンドの平成26年8月15日から平成27年2月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、九州特化型日本株式ファンドの平成27年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年8月15日から平成27年2月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)